
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース 2017/5/26 号 (No. 250)

【最新ニュース・クリッピング】

〇 中央政府の動き

- 1. 国家工商総局、商標ブランド戦略実施徹底に関する「意見」を発布(工商総局公式サイト 2017 年 5月23日)
- 2. 工商総局・劉俊臣副局長、ミッシェル・リー長官と米国で会談(工商総局公式サイト 2017 年 5 月 22 日)

〇 地方政府の動き

- 1. 湖南省、「知的財産権強省建設推進加速に関する実施意見」を発布(国家知識産権網 2017 年 5 月 23 日)
- 2. 安徽省、知的財産権管理保護を強化、新施策打ち出す(国家知識産権網 2017年5月23日)
- 3. 河南省、現地企業の海外特許出願を支援(河南省政府公式サイト 2017年5月23日)
- 4. アモイ自由貿易試験区、知財法執行協力支援センター設立へ(中国打撃侵権工作網 2017 年 5 月 19 日)

〇 司法関連の動き

1. 江蘇省検察院、財産権司法保護強化「12条意見」を発布(最高人民検察院公式サイト 2017年5月 14日)

〇 統計関連

- 1. 「2016 中国林業知的財産権アニュアルレポート」を正式に出版(中国打撃侵権工作網 2017 年 5 月 24 日)
- 2. 山東省、昨年末の地理的表示商標が 489 件、国内最多(工商総局公式サイト 2017 年 5 月 23 日)

〇 その他知財関連

- 1. 在中国米国大使館の知的財産担当官、広東省知識産権局を訪問(国家知識産権網 2017 年 5 月 22 日)
- 2. 中国・V4 知的財産権シンポジウム開催、申長雨局長が基調演説(国家知識産権網 2017 年 5 月 19日)

●ニュース本文

〇 中央政府の動き

★★★1. 国家工商総局、商標ブランド戦略実施徹底に関する「意見」を発布★★★

5月17日、国家工商行政管理総局が「商標ブランド戦略の実施徹底と中国ブランド建設推進に関する意見」を発布した。第13期五カ年計画期における商標ブランド戦略の主要目標と任務は、商標大国から商標強国への転換と中国製品から中国ブランドへの転換を推進することであると明確にした。

「意見」は、▽経済・社会発展の総体的計画の実施徹底、▽商標戦略に関する政策の連続性、安定性、長期性の維持、▽政府・企業・市場間関係の的確な処理——などを主要方針に掲げている。また、商標登録管理体制改革、登録商標の行政保護の強化、ブランド育成サービス体制の構築、産業地域ブランド事業の推進、ブランドの海外進出促進といった 5 つの面における 21 の戦略的措置を打ち出した。

(出典: 工商総局公式サイト 2017年5月23日)

★★★2. 工商総局・劉俊臣副局長、ミッシェル・リー長官と米国で会談★★★

5月7日~14日、国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長が代表団を率いて米国とカナダを訪問した。 米国特許商標庁(USPTO)のミッシェル・リー長官、カナダ知的財産庁の Johanne Belisle 長官、カナ ダ政府関係部門の代表らとそれぞれ会談を行ったほか、国際商標協会(INTA)と交流を行い、協力の さらなる強化に関する共同意向書を締結した。

USPTO のリー長官との会談で、双方は、2008 年に戦略的協力覚書を締結して以来の協力事業を評価し、協力・対話のさらなる強化などで合意した。また、工商総局がこのほど発布した「商標審査と審理基準」、米国の有名ブランド認定保護制度などについて意見を交わした。

Belisle 長官との会談で、それぞれの商標関連業務、商標利便化改革の進捗状況、中小企業への支援 策、商標データベースの管理と運用などの課題をめぐって意見交換を行った。

(出典:工商総局公式サイト 2017年5月22日)

〇 地方政府の動き

★★★1. 湖南省、「知的財産権強省建設推進加速に関する実施意見」を発布★★★

湖南省人民政府弁公庁がこのほど、「知的財産権強省建設推進加速に関する実施意見」を発布した。 湖南省の知的財産権総合能力の全面的向上と「大衆創業、万衆創新」の推進、知的財産権強国建設に おける湖南省の重要な役割の発揮を強調し、2020年に支援型知的財産権強省になるなどの目標を明確 にした。

「実施意見」は、▽知的財産権分野の改革の推進、▽効率的な知的財産権総合管理体制の確立、▽ 厳格な知的財産権保護の実施、▽知的財産権創造運用の促進、▽知的財産権司法保護メカニズムの整 備、▽人民法院による知的財産権分野の民事・行政・司法裁判「三合一」改革への支援、▽知的財産 権集約型産業の育成——などを求めている。

各重点活動の順調な推進に向け、「実施意見」は、総括的な計画の策定と協調の強化、政策面と資金面の支援強化、知的財産権人材育成の強化、知的財産権文化建設の強化といった4つの施策を打ち出した。

(出典: 国家知識産権網 2017 年 5 月 23 日)

★★★2. 安徽省、知的財産権管理保護を強化、新施策打ち出す★★★

安徽省人民政府はこのほど、「技術と産業革新体系整備加速に関する実施意見」、「プラットフォームと企業革新体系整備加速に関する実施意見」、「金融と資本革新体系整備加速に関する実施意見」、「制度と政策革新体系整備加速に関する実施意見」を発布した。革新と発展を後押しし、知的財産権の保護と管理を強化する。

4 つの「実施意見」にはそれぞれ、知的財産権総合管理改革パイロット事業、厳格な知的財産権保護制度の実施、イノベーション型企業発展の促進、融資担保方法の刷新、商標専用権、専利権などを対象とした担保融資業務の奨励、知的財産権損害賠償額の引き上げ、営業秘密保護措置の改善、知的財産権に関する民事・行政・刑事裁判の「三合一」推進などの内容が盛り込まれている。

(出典: 国家知識産権網 2017 年 5 月 23 日)

★★★3. 河南省、現地企業の海外特許出願を支援★★★

河南省知識産権局は、現地の技術者や企業の外国特許出願の促進と知的財産保護、運用の能力向上 を狙い、外国への事業展開などを計画している出願人に対して、外国出願にかかる費用や権利が成立 した後の維持費用を助成することにした。省知識産権局がこのほど発表した通達で分かった。 「通達」によると、支援の対象となるのは、河南省で登録した企業や研究機関、河南省で戸籍登録している個人などである。過去3年間に出願または権利付与された外国特許出願は資金助成を申請することができる。助成の対象となる経費は、外国特許庁への出願料、権利成立後3年間の官費、代理人費用などである。

公募期間や申請方法等の詳細については、河南省知識産権局公式サイト

(http://www.hnpatent.gov.cn) で調べることができる。

(出典:河南省政府公式サイト 2017 年 5 月 23 日)

★★★4. アモイ自由貿易試験区、知財法執行協力支援センター設立へ★★★

5月18日、中国(福建)自由貿易試験区厦門(アモイ)エリアの知的財産権法執行協力支援センターが銘板除幕式を行い、発足した。銘板除幕式において、厦門エリア管理委員会、厦門市知的財産権侵害模倣品製造販売摘発活動指導グループ弁公室、中国産学研協力促進会・反権利侵害模倣品革新連盟が、知的財産権保護と模倣品摘発に関する協力覚書を締結した。

同センターは、知的財産権保護の強化を基本的任務とし、行政法執行部門・刑事司法部門の協働、 相互支援体制の改善を基本的目標とし、知的財産権保護活動での協力、相互支援に向けた情報共有シ ステムを整備して、全面的で便利な「ワンストップ」サービスを社会各界に提供する。

重点作業としては、▽税関が差し押さえた知的財産侵害疑義物品に関して、「通関担保金」の供託を条件として通関させる制度の整備、▽企業を対象とした知的財産権保護、支援活動、▽職能部門間の共同法執行、行政法執行と刑事司法との連携、▽苦情通報センターなどの設立——などに取り組むこととしている。

(出典:中国打撃侵権工作網2017年5月19日)

〇 司法関連の動き

★★★1. 江蘇省検察院、財産権司法保護強化「12条意見」を発布★★★

江蘇省検察院はこのほど、「検察職能に基づき財産権を法に則って保護する 12 条の意見」を発布し、 江蘇省の検察機関による財産権保護活動への要求を明確にした。

「12 条の意見」は総体要求、財産権侵害犯罪の懲罰、知的財産権職務犯罪の調査・予防、知的財産権司法保護の強化などの面から、検察機関の知的財産権保護活動に対する要求を明確にした。イノベーション、創業者の活力を引き出し、権利者に安心感を与えることが狙いである。

知的財産権犯罪については、知能化、チェーン化、産業化する知的財産権侵害犯罪を重点的に摘発 し、公安機関と協力して、知的財産権刑事事件の同時立件体制の導入を模索するとしている。

(出典:最高人民検察院公式サイト 2017年5月14日)

〇 統計関連

★★★1. 「2016 中国林業知的財産権アニュアルレポート」を正式に出版★★★

国家林業局科技発展センターと国家林業局知的財産権研究センターが共同で作成した「2016 中国林業知的財産権アニュアルレポート」が正式に出版された。植物新品種の登録出願、林業知的財産権連盟の設立、知的財産権 PR イベントの開催など、国家林業局が昨年進めた林業関連知的財産権活動の進捗状況、実績などがまとめられている。

昨年末時点の統計によると、林業植物新品種の出願件数が 2188 件、登録件数が 1198 件にそれぞれ達する。林業関連専利の公開件数は 28 万 3122 件。この中で、特許 15 万 1779 件が含まれる。林業分野の科学研究機関による専利公開件数は特許 3705 件を含む 4893 件、大学による専利公開件数は特許9297 件を含む 1 万 4613 件となっている。林産物に関する地理的表示が827 件、林業関連のソフトウェア著作権が5231 件であった。

(出典:中国打撃侵権工作網 2017年5月24日)

★★★2. 山東省、昨年末の地理的表示商標が 489 件、国内最多★★★

2016 年、山東省は地理的表示商標が 62 件新規登録された。年末時点の統計によると、山東省の地理的表示商標は 489 件に達し、国内最多となっている。5 月 17 日、山東省工商局が明らかにした。

各都市の中で、済寧市が登録件数 108 件で最も多く、2 位濰坊市が 83 件、3 位煙台市が 40 件となっている。製品別に見れば、果物が 135 件、野菜が 105 件、水産品が 53 件、家禽・畜産品が 52 件、食糧が 40 件であった。

省工商局責任者によると、地理的表示商標の発展を促進するために、同局は▽積極的な調査研究と 科学的な計画策定、▽行政指導の強化、▽重点産業への支援、▽地理的表示商標の管理・運用レベル の向上、▽有名ブランドの保護強化——といった5つの施策を講じている。

(出典: 工商総局公式サイト 2017年5月23日)

〇 その他知財関連

★★★1. 在中国米国大使館の知的財産担当官、広東省知識産権局を訪問★★★

5月18日、在中国米国大使館と米国特許商標庁の知的財産担当官、Joel B. Blank 氏一行らが広東省知識産権局を訪れた。謝紅副局長がBlank 氏と会談を行った。

謝副局長は、広東省の知的財産権活動の発展状況を説明した。双方は、中国と米国の特許保護、運用分野の動きについて討議を行ったほか、知的財産権人材育成、公共サービス、イノベーション、研究開発などに関する協力事業について意見交換を行った。謝副局長はまた、今後の活動で交流を強化して、両国の知的財産権の発展を絶えず推進していきたいと表明した。

(出典: 国家知識産権網 2017年5月22日)

http://www.sipo.gov.cn/dtxx/gn/2017/201705/t20170522_1311150.html

★★★2. 中国・V4 知的財産権シンポジウム開催、申長雨局長が基調演説★★★

5月18日、中国とヴィシェグラード・グループ(V4)が共催した知的財産権シンポジウムが四川省・成都市で開催された。中国国家知識産権局(SIPO)申長雨局長とポーランド特許庁の Alicja. Adamczak 長官、四川省の王寧副省長が開幕式に出席し、演説を行った。

申長雨局長は基調演説の中で、ヴィシェグラード諸国との知的財産権交流、協力を絶えず強化し、「一帯一路」プロジェクトにおける知的財産権協力を推進したいと表明した。また、▽中国政府が打ち出した知的財産権関連政策、▽中国の知的財産権創造、運用、保護、▽知的財産権に関する国際協力、▽国家知識産権局の主な職能などを説明した。

シンポジウムにおいて、国家知識産権局、ポーランド特許庁、ハンガリー知的財産庁、チェコ産業財産庁の責任者と四川省知識産権局、企業の代表は、「中国とヴィシェグラード諸国との知的財産権協力」、「知的財産権の保護運用とイノベーション発展」という2つのテーマをめぐって議論を交わした。

(出典: 国家知識産権網 2017 年 5 月 19 日)

http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2017/201705/t20170519_1311121.html

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。 https://www.jetro.go.jp/mail5/u/l?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

配信先を変更したい場合は、上記 URL で配信停止をした上で、新たな E メールアドレスをご登録ください。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性 の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved